

国民健康保険診療所医薬品等購入代金の支払遅延及び不適切な会計処理について

国民健康保険診療所に係る会計処理において、令和元年度に支払うべき医薬品等の購入費用の一部について、支払いが遅延する事案が発生しました。また、調査を進める中で、支払遅延は平成30年5月請求分から発生していたこと、見積書や請求書を職員が作成する不適切な会計処理が行われていたことも判明しましたので併せてお知らせします。

本件については、支払先の事業者の皆様にご迷惑をお掛けし、深くお詫び申し上げます。

1 概要

令和2年5月25日(月)に担当職員より直属の上司へA事業者の令和元年度の支払いが遅れている旨の報告があり、調査を進める中で、A事業者以外にも同様な事例があることを確認いたしました。

令和元年度分の支払遅延につきましては、5事業者、総額3,306,541円ですが、一部は、令和2年度予算で支払いを行い、現時点での未払額は、2,897,873円でございます。

なお、平成30年度の支払遅延分については支払いを完了しております。

また、こうした支払遅延を解消するため、職員が独自に見積書や請求書を作成し、会計処理を行っていたことも判明いたしました。

2 原因・対応

担当課として支払事務全体の進行管理ができていなかったことが原因です。

対象の事業者に対しましては、お詫びをするとともに、未払額を速やかにお支払いするよう事務を進めております。

3 再発防止策

職員には、改めて財務事務、会計事務の処理手順等についての研修の実施及びコンプライアンスの徹底を図るとともに、会計事務の処理については、新たに支払管理表を作成し、購入内容、見積り、請求日等を担当課として一元管理いたします。

問合せ先
医療政策課
直通電話 042-769-9230
対応責任者 清水、水谷